国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所生物資源の分譲等に関する規程

１８規程第 １８号
改正 平成１８年１２月　１日１８規程第 １９号
改正 平成１９年　５月　１日１９規程第　５号
改正 平成２０年１１月２５日２０規程第 １５号
改正 平成２１年　３月２４日２１規程第　５号
改正 平成２３年　４月　１日２３規程第 19-1 号
改正 平成２３年１０月１４日２３規程第 ２２号
改正 平成２４年　６月２８日２４規程第　５号
改正 平成２４年　８月　７日２４規程第 5-2 号
改正 平成２６年　４月　１日２６規程第　８号
改正 平成２７年　４月　１日２７規程第 ４２号
改正 令和　元年　９月２４日　規程第　５号
改正 令和　２年１０月３０日　２規程第 １３号
改正 令和　４年　３月２４日　４規程第　１号

（目的）
第１条 この規程は、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（以下「研究所」という。）が管理する生物資源（遺伝子、細胞、小動物、ヒト組織、ヒト組織由来物、薬用植物をいう。以下同じ。）を研究所以外に所属する、原則として研究を目的とする者に分譲する際の手続その他必要な事項を定めることを目的とする。

（分譲手続）
第２条 研究所に対して、生物資源の分譲を依頼しようとする者（以下「依頼者」という。）は、別表に掲げる区分に応じて同表様式欄に掲げる様式又はこれに準じる様式による分譲依頼書を提出しなければならない。
２ 理事長は、前項の依頼の内容が適当であると認めるときは、当該生物資源を分譲するものとする。
３ 研究所は、前項の分譲に際して、必要な条件を付すことができる。

（対価の徴収）
第３条 研究所は、別表に掲げる生物資源を分譲しようとするときは、それぞれ同表に掲げる分譲手数料を依頼者から徴収するものとする。
２ 研究所は、別表に掲げるもの以外の生物資源を分譲しようとするときは、次の各号に掲げる額の合計額を基礎として理事長が適当と認める額を分譲手数料として依頼者から徴収するものとする。
（１）実施経費　依頼された生物資源を分譲するために必要な人件費、消耗品費、設備費その他の費用の合算額
（２）間接経費　前号の合算額に０．３を乗じて得た額

３ 理事長は、特別の理由があると認めるときは、前２項に規定する分譲手数料の額を減額又は免除することができる。

（研究を目的とする者以外の者への分譲）
第４条 研究所は、研究を目的とする者以外の者であって、研究所の目的の達成に資すると理事長が認める事業を実施するものに対して、前条に規定する対価を徴収することにより、生物資源を分譲できる。
２ 前項の規定にかかわらず、理事長が特に必要と認める場合には、前項に定める生物資源の分譲に際して、別途契約を締結することにより、当該研究を目的とする者以外の者から当該契約に定める対価を徴収することができる。

（適用除外）
第５条 第２条及び前条の規定による生物資源の分譲については、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所研究成果物等取扱規程（平成１７年規程第６６号）の規定は適用しない。

附 則（平成 27 年 4 月 1 日 27 規程第 42 号）
１　この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
２　改正後の別表に掲げる様式は、当分の間、なお従前の様式によることができる。

附 則（令和元年　9 月 24 日　　規程第 5 号）
　　この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 10 月 30 日　２規程第 13 号）
　　この規程は、令和 2 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年　3 月 24 日　４規程第 1 号）
　　この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第２条及び第３条関係）

生物資源	分譲手数料		様式
	公的研究機関	民間企業	
培養細胞	25,143 円／本	30,381 円／本	様式Ａ
遺伝子変異・改変培養細胞	31,428 円／本	36,667 円／本	
ヒトｉＰＳ細胞	52,381 円／本		様式細胞１

※国内・国外とも同一料金とする。

※輸送費は実費を別途徴収する。

生物資源	分譲手数料		様式
	公的研究機関	民間企業	
マウス（生体）	224,400 円／件	336,600 円／件	様式第１
マウス（生体（特殊系統））	336,600 円／件	504,900 円／件	
マウス（凍結胚）	75,900 円／本	113,850 円／本	
マウス（凍結精子）	42,350 円／本	63,525 円／本	

※国内・国外とも同一料金とする。ただし、国外輸送には、必要な通関・検疫関係文書の作成費用等：30,000 円を加えた額とする。

生物資源	分譲手数料		様式
	公的研究機関	民間企業	
薬用植物（種子）	5,000 円／種（10g 以下）		様式第３
薬用植物（苗）（注１）	5,000 円／種（10 本以下）		
薬用植物（植物体）	5,000 円／本		
薬用植物（組織培養物）（注２）	16,000 円／単位	32,000 円／単位	
薬用植物（培養物馴化苗）（注３）	16,000 円／単位	32,000 円／単位	
生薬	生薬の種類ごとに当該生薬の市場流通価格に相当する額として理事長が別に定める額		

（注１）種いも、苗木を含む。

（注２）培養物（試験管）3 本を 1 単位とする。生育補償は初回の送付から半年以内で 1 回までとする。培養条件、培養方法等の基本的情報を提供する。

（注３）圃場定植用馴化苗 3 株を 1 単位とする。生育補償は初回の送付から半年以内で 1 回までとする。栽培方法等の基本的情報を提供する。

※国外へは分譲しないものとする。

生物資源	分譲手数料		様式
	公的研究機関	民間企業	
難病患者由来 ＤＮＡ・血清・血漿	5,500 円／チューブ	11,000 円／チューブ	「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所難病研究資源バンク試料・情報分譲要領」に定める様式 （様式 001、様式 002）
難病患者由来 培養細胞	31,428 円／チューブ	36,667 円／チューブ	

※国外へは分譲しないものとする。

（注）難病研究資源バンクの共同事業内での分譲については、収集研究班の試料収集の円滑化を図る観点から、分譲手数料を個別に定めるものとする。ただし、共同事業を終了した後は、上記分譲手数料を徴収するものとする。

生物資源	分譲手数料			様式
	公的研究機関	民間企業	国外研究機関 国外企業	
遺伝子（組換え体）（注１）	16,343 円／本	19,800 円／本	18,438 円／本	様式Ｂ
遺伝子（ベクター）（注１）	24,200 円／本	29,543 円／本	27,657 円／本	
遺伝子（宿主）（注１）	8,381 円／本	10,162 円／本	9,219 円／本	
ＢＡＣクローン（注２）	110,000 円／件			様式 第２
日本人由来Ｂ細胞株 （細胞）（注１）	25,143 円／本	30,381 円／本		様式 Ａ－３
日本人由来Ｂ細胞株 （ＤＮＡ）（注１）	7,333 円／本	8,905 円／本		
日本人由来Ｂ細胞株精製ＤＮＡセット （50 本）	57,619 円 ／セット	73,333 円 ／セット		
日本人由来Ｂ細胞株精製ＤＮＡセット （100 本）	94,285 円 ／セット	115,238 円 ／セット		

（注１）遺伝子又は日本人由来Ｂ細胞株を一度に以下の数量を分譲する際の減額：

30～99 本	20％減額
100～499 本	35％減額
500～999 本	60％減額

1,000 本以上　　70%減額

（注２）１件の料金は、一の目的領域につき２クローンを分譲する際の価格であり、同一領域につき２クローンを超えて分譲する場合には、超過分１クローンにつき 22,000 円を加算する。

生物資源	分譲手数料	様式
ヒト組織（凍結組織ブロック）（注）	198,660 円／試料	「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所ヒト組織バンク運営規則」に定める様式 （様式 1-1、1-2、1-3、1-4）
ヒト組織（冷蔵組織）	198,660 円／試料	
ヒト組織（口蓋扁桃）	15,620 円／チューブ	
ヒト組織（肝ミクロソーム）	19,590 円／チューブ	
ヒト組織（固定組織（パラフィンブロック））	99,330 円／ブロック	
ヒト組織（凍結細胞）	30,172 円／チューブ	

（注）資源リスト掲載から１年を経過したヒト組織（凍結組織ブロック）は、１年を経過した日以降の分譲手数料を半額の 99,330 円とする。

※国外へは分譲しないものとする。

生物資源	分譲手数料		様式
	公的研究機関	民間企業	
ＰＤＸマウス（パラフィン包埋組織切片）	33,000 円／枚	66,000 円／枚	「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所ＰＤＸ事業運営規程」に定める様式 （様式 2-1、2-2、2-3） （様式 3-1、3-2、3-3）
ＰＤＸマウス（凍結試料バイアル：ＤＮＡ・ＲＮＡ抽出用試料）	110,000 円／本	220,000 円／本	
ＰＤＸマウス（凍結バイアル）	2,200,000 円／本	4,400,000 円／本	

（注）ＰＤＸマウス（腫瘍移殖生体）は、技術指導を踏まえて分譲手数料を個別に定めるものとする。

※国外へは分譲しないものとする。